物 品 調 達 契 約 書（案）

１．契約事項　　公用車購入

２．物品の数量　別添仕様書のとおり

３．納入場所　　久米島町役場

４．契約の期間　契約日の翌日から令和９年２月２６日まで

５．契約金額　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）

６．契約保証金　久米島町契約規則第７条の規定による。

上記の業務について、発注者と受注者は、別添の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発　注　者　　住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

受　注　者　　住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

（総則）

第１条　発注者と受注者とは、表記記載の物品の調達契約に関して、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面その他の関係図書（別に発注者が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の契約の期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。

３　発注者は、その意図する成果物を調達するため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者及び受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

６　この契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、当該指示を実施した日から７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務計画書の提出）

第３条　受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から７日以内

に受注者に対してその修正を請求することができる。
3　この約款の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前２項の規定を準用する。
4　業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）
第４条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
2　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（期限の延長）
第５条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかなときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者及び受注者協議して定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）
第６条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要な経費は発注者が負担するものとし、その額は、発注者及び受注者協議して定める。

（検査及び引渡し）
第７条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
2　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
3　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物（記録簿等を含む。以下同じ。）の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
4　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約金額の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
5　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を

受けなければならない。この場合において、履行の完了を業務の完了とみなして前４項の規定を準用する。

（契約金額の減額）

第８条　発注者は、前条第２項（同条第５項の規定において準用する場合を含む。）の規定による検査を行った結果、軽微なかしがあった場合において、使用等に支障がないと認めるときは、これを不合格とせず、契約金額から相当額を減額のうえ、引渡しを受けることができる。

（契約金額の支払い）

第９条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して契約金額の支払いを請求するものとする。

２　発注者は、前項の支払請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。

（引渡し後の補償）

第 10 条　受注者は、物品の引渡しがあった後１年以内に、当該物品に破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、災害その他自己の責めに基づかない理由によるものを除くほか、発注者が指定する期限までに、取替え、補修その他必要な処置を講じなければならない。

２　発注者は、受注者が前項の規定に違反したときは、受注者の費用負担において前項の措置を第三者に講じさせることができる。

（契約不適合責任）

第 11 条 受注者は、物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）又はこれに代えて若しくは併せて違約金の支払い並びに損害賠償の責めを負うものとする。ただし、契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

２ 前項の場合において、発注者が契約不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

３ 第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しな

ければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の解除権）

第12条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　その責めに帰すべき理由により履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

（２）　正当な理由がなく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（３）　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（４）　受注者が受注者の理由により解除の申し出をしたとき。

（５）　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ　役員等が業務に関し、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

３　発注者は、第１項の規定により契約を解除したときは、当該検査に合格した部分の引渡しを受け、出来形部分に相当する契約金額を受注者に支払わなければならない。

４　受注者は、契約保証金の納付がなく、第１項の規定により契約が解除されたときは、受注者は、契約金額の10分の１に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この場合において、既に発注者の検査に合格した業務に対

する支払いがあるときは、契約金額から既支払相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。

５　発注者は、第１項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認出来ないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

（発注者の解除権に係る特記事項）

第13条　発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第１項に規定するほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

２　前条第３項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

３　発注者は第１項の規定により契約を解除した場合においては、これらにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

４　前項の賠償額は、発注者及び受注者とで協議して定める。

（受注者の解除権）

第14条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　仕様書等の変更により契約金額が３分の２以上減少したとき。

（２）　発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第15条　発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった物品の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。

２　前項の場合において、検査又はその他直接的に要する費用は、受注者の負担とする。

３　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　第３項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第12条の規定によるときは発注者が定め、前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段、第４項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（物件の調達等に関する禁止事項）

第16条　受注者は、この契約に係る入札に参加した他の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物品（受注者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。ただし、受注者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物品又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物品の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物品又は役務の一部の提供を受ける必要があるため、あらかじめ文書により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（業務従事者災害等）

第17条　受注者は、業務の履行に関し生じた受注者の業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

（債務不履行に対する受注者の責任）

第18条　受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者がその責めに帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。

２　前項において受注者が負うべき責任は、第７条第２項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

３　第１項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第７条第３項又は第４項の規定により当該業務が完了した日から２年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、業務の完了の日から10年とする。

４　発注者は、業務の完了の際に受注者の契約に関して違反があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることをしっていたときは、この限りではない。

５　第１項の規定は、受注者の契約違反が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（受注者の法令上の責任）

第19条　受注者は、業務従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持等）

第20条　受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受注者は、この契約により受注した業務に係る個人情報等の取扱いに当たっては、別記「個人情報等の取扱いに関する遵守事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

（談合その他の不正行為に係る解除）

第21条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）　公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（２）　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

２　受注者が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　受注者は、前２項の規定によりこの契約が解除された場合は違約金として、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に実施予定数量を乗じた額に10パーセントを加算した金額とする。以下同じ。）の10分の１に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

４　前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、第15条の規定を準用する。

（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い）

第22条　受注者は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の２に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（業務妨害又は不当要求に対する措置）

第23条　受注者は、業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

（１）　暴力団等（暴力団対策法第２条に規定するものをいう。）から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（遵守義務違反）

第24条　発注者は、受注者が前条に違反した場合は、指名停止の措置を行う場合がある。

（補則）

第25条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者及び受注者とで協議してこれを定めるものとする。